

# 確定申告

「平成29年分の所得税の確定申告」・「平成30年度の町県民税申告」が始まります。

## ■簡単！申告書の作成は

### インターネットで

作成後に、申告に必要な書類は全て出力できます。

国税庁ホームページ(申告手続き、申告書の作成について)

☎ <http://www.nta.go.jp/>

tetsuzuki/shinkoku/

## ■確定申告関係書類

上記ホームページで出力できますが、役場税務課⑤番の窓口にも用意しています。

## ■問い合わせ

半田税務署 個人課税部門

☎ 0 5 6 9 - 2 1 - 3 1 4 1

## ■確定申告と住民税申告の会場と日程

|          | 会場              | 日程                    | 受付時間           |
|----------|-----------------|-----------------------|----------------|
| 出張申告相談会場 | 森岡コミュニティセンター    | 2月1日(木)、2日(金)         | 9:00<br>～15:00 |
|          | 緒川コミュニティセンター    | 2月5日(月)               |                |
|          | 藤江公民館           | 2月6日(火)、7日(水)         |                |
|          | 卯ノ里コミュニティセンター   | 2月8日(木)、9日(金)         |                |
|          | 生路コミュニティセンター    | 2月13日(火)              |                |
|          | 石浜コミュニティセンター    | 2月14日(水)              |                |
|          | 東浦町役場           | 2月16日(金)<br>～3月15日(木) | 8:45<br>～16:00 |
|          | 住吉福祉文化会館(住吉神社内) | ※土日を除く                | 9:00<br>～16:00 |

※住吉福祉文化会館会場について

2月18日、25日(日)にも申告受付を実施。全日程、受付は午後4時までです。

## 医療費控除の申告

今回から医療費控除を申告する際には、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」(原本)の添付が必要です。なお、経過措置として平成31年分までの確定申告については、医療費の集計表と医療費の領収書の提示による申告もできます。領収書は提示後、自宅で5年間保存してください。

## ■医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)が創設されました

医療費控除の特例を申告する方は、従来の医療費控除の申告はできません。

### 申告に必要な書類

①「セルフメディケーション税制の明細書」(原本)の添付

ただし、経過措置として平成31年分までの確定申告については、明細書の添付に代えて、セルフメディケーション税制の対象である医薬品を購入した際の領収書(注1)の提示による申告

もできます。領収書は提示後、自宅で5年間保存してください。

(注1)領収書に、控除の対象である印が記載されています。

②適用を受ける年中に、申告者本人が健康の保持増進および疾病の予防の一定の取り組みを行なったこと分かる「証明書」(原本)(注2)の添付または提示(以下のいずれか1つ)

(注2)証明書の例

- ・インフルエンザの予防接種、定期予防接種の領収書、予防接種済証
- ・市区町村のがん検診の領収書、結果通知表
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・特定健康診査の領収書、結果通知表
- ・人間ドッグやがん検診などの各種健診(検診)の領収書、結果通知表

## 医療費控除

控除額  
(最高限度額200万円)

支払った  
医療費の額

保険金・給付金  
などで補てん  
される金額\*

10万円  
または  
総所得金額の5%の  
いずれか少ない金額

## 医療費控除 特例(セルフ メディケー ション税制)

控除額  
(最高限度額8万8千円)

支払った  
医療費控除特例  
対象製品の額

保険金・給付金  
などで補てん  
される金額\*

1万2千円

※保険金・給付金などで補てんされる金額は、支払った医療費から差し引いて計算します。

なお、補てんされる金額で引ききれなかった金額があっても、ほかの医療費から差し引く必要はありません。